

改正 令和2年 1月15日 原規技発第2001159号 原子力規制委員会決定

令和2年 1月15日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原子力規制委員会決定） 別表第1
- (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈（平成26年8月6日原子力規制委員会決定） 別表第2
- (3) 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（令和2年2月5日原子力規制委員会決定） 別表第3

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。ただし、第3号に係る改正規定は、同号に掲げる規程の施行の日に施行する。

〔参照〕

第3号の使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）は、令和元年9月28日付けで意見募集を行っているが、まだ決定されていない。別表第3の改正案は、意見募集を行った案からの改正案の形で示している。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第17条 (材料及び構造)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1号イの「使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSM E S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005) <b>【事例規格】</b> 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002) <u>(JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(JSME S NC-CC-002) 正誤表 (平成28年2月17日付け) 及び JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 (NC-CC-002) 正誤表 (令和元年7月12日付け) を含む。)</u> によること。</p> <p>(「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2001年版及び2005年版) 事例規格「過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」及び事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮 (NC-CC-002)」に関する技術評価書」(平成18年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ) 及び「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け) 等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定)))</p> <p>3～20 (略)</p>	<p>第17条 (材料及び構造)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1号イの「使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSM E S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005) <b>【事例規格】</b> 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002) <u>によること。</u></p> <p>(「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2001年版及び2005年版) 事例規格「過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」及び事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮 (NC-CC-002)」に関する技術評価書」(平成18年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ))</p> <p>3～20 (略)</p>
<p>第19条 (流体振動等による損傷の防止)</p>	<p>第19条 (流体振動等による損傷の防止)</p>

<p>1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版）（JSME S NC1-2005）」（以下「設計・建設規格2005」という。）PVB-3600又は「設計・建設規格2012」PVB-3600に<u>「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記-2）の要件を付したのものによること。</u></li> </ul> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版）（JSME S NC1-2005）」（以下「設計・建設規格2005」という。）PVB-3600又は「設計・建設規格2012」PVB-3600に<u>規定する手法を適用すること。</u></li> </ul> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>第20条（安全弁等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第20条に規定する安全弁等は、次の(1)又は(2)のいずれかによること。</p> <p>(1) 「設計・建設規格2005」の第10章（安全弁等）及び日本機械学会「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定</u>」（NC-CC-001）（以下「<u>過圧防護規定</u>」という。）（<u>JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 NC-CC-001/NC-CC-001-1正誤表（令和元年7月12日付け）を含む。</u>）</p> <p>(2) 「設計・建設規格2012」の第10章（安全弁等）及び「<u>過圧防護規定</u>」（<u>JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 NC-CC-001/NC-CC-001-1正誤表（令和元年7月12日付け）を含む。</u>）</p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2001年版及び2005年版）事例規格「過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」及び</p>	<p>第20条（安全弁等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第20条に規定する安全弁等は、次の(1)又は(2)のいずれかによること。</p> <p>(1) 「設計・建設規格2005」の第10章（安全弁等）及び日本機械学会「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定</u>」（NC-CC-001）</p> <p>(2) 「設計・建設規格2012」の第10章（安全弁等）及び日本機械学会「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定</u>」（NC-CC-001）</p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2001年版及び2005年版）事例規格「過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」及び</p>

<p>事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮 (NC-CC-002)」に関する技術評価書(平成18年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)、「設計・建設規格2012技術評価書」及び「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け) 等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定)))</p> <p>(略)</p>	<p>事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮 (NC-CC-002)」に関する技術評価書(平成18年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ) 及び「設計・建設規格2012技術評価書」)</p> <p>(略)</p>				
<p style="text-align: right;">別記-1</p> <p>日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第14条第2項において、「<u>破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)</u>」(次表「<u>破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)</u>」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)を適用するに当たっては、次のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、技術基準規則第14条第2項の規定と日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)」の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p style="text-align: center;">表「<u>破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)</u>」正誤表一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行年月日</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年</td> <td>原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法</td> </tr> </tbody> </table>	発行年月日	名称	平成31年	原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法	<p style="text-align: right;">別記-1</p> <p>日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第14条第2項において、「<u>破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)</u>」を適用するに当たっては、次のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、技術基準規則第14条第2項の規定と日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007)」の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>(新設)</p>
発行年月日	名称				
平成31年	原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法				

3月28日	(JEAC4206-2016) 正誤表	
平成22年 1月29日	原子力発電用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 (JEAC 4206-2007) 正誤表	
<p>(「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け) 等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定)))</p>		
(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)
別表 (略)		別表 (略)

日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって

1. 「設計・建設規格 2005 (2007)」の適用に当たって

技術基準規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号並びに第19条及び第20条において、「設計・建設規格 2005 (2007)」(次表「設計・建設規格 2005 (2007)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)、【事例規格】設計・建設規格 2005 年版「管の設計」(管継手、フランジ)の J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-003) (JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 NC-CC-003/NC-CC-003-1 正誤表 (平成 28 年 2 月 17 日付け) を含む。)、【事例規格】設計・建設規格 2005 年版付録材料図表 J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-004) 及び「過圧防護規定」を適用するに当たっては、以下のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号の規定と「設計・建設規格 2005 (2007)」の対応関係は別表－1－1、技術基準規則第20条の規定と「設計・建設規格 2005 (2007)」及び「過圧防護規定」の対応関係は別表－1－2に掲げるところによる。

表 「設計・建設規格 2005(2007)」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成 3 1 年 2 月 2 8 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005 年版(2007 年追補版含む)) <第 I 編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2005/2007) 正誤表～規格本文～
平成 3 1 年 2 月 2 8 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005 年版(2007 年追補版含む)) <第 I 編 軽水炉規格> (JSME S NC1-20

日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって

1. 「設計・建設規格 2005 (2007)」の適用に当たって

技術基準規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号において、「設計・建設規格 2005 (2007)」(次表「設計・建設規格 2005(2007)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)、【事例規格】設計・建設規格 2005 年版「管の設計」(管継手、フランジ)の J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-003) 及び【事例規格】設計・建設規格 2005 年版付録材料図表 J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-004)を適用するに当たっては、これらの規格の規定と同規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号の規定との対応関係は別表－1－1に掲げるところによる。

(新設)

表 「設計・建設規格 2005(2007)」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成 2 7 年 4 月 2 7 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2008 年版(2009 年追補版含む)) <第 I 編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2008/2009) 正誤表 <sup>(注1)</sup>
(略)	(略)

	05/2007) 正誤表～規格解説～
平成31年 2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2001年版)(J SME S NC1-2001) 正誤表～規格本文～
平成28年 10月17 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2 007年追補含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2005 /2007) 正誤表～規格解説～
平成28年 2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2 007年追補含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2005/ 2007) 正誤表～規格本文～
平成27年 4月27日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2008年版(2 009年追補版含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-200 8/2009) 正誤表 <sup>(注1)</sup>
(略)	(略)

(注1)「設計・建設規格 2005(2007)」の正誤を含む。

なお、2.の「設計・建設規格 2012」正誤表一覧」に示される正誤表において、訂正される「設計・建設規格 2012」の規定内容と同様のものが「設計・建設規格 2005(2007)」に規定されている場合は、当該正誤表の訂正を「設計・建設規格 2005(2007)」においても適用する。

①「日本機械学会「JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年版(2013年追補含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012/2013)正誤表」(平成26年12月5日付け)に関する技術評価書」(原規技発第1502041号(平成27年2月4日原子力規制委員会決定)。以下別記-2中において「評価書①」という。)並びに②「日本機械学会「設計・建設規格(JSME S NC1)、材料規格(JSME S NJ1)及び溶接規格(JSME S NB1)正誤表」(平成27年4月27日付け)並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JEAC4203-2008)正誤表」(平成27年4月21日付け)に関する技術評価書」(原規技発第1510212号(平成27年10月21日原子力規制委員

	05/2007) 正誤表～規格解説～
平成31年 2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2001年版)(J SME S NC1-2001) 正誤表～規格本文～
平成28年 10月17 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2 007年追補含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2005 /2007) 正誤表～規格解説～
平成28年 2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2 007年追補含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2005/ 2007) 正誤表～規格本文～
平成27年 4月27日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2008年版(2 009年追補版含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-200 8/2009) 正誤表 <sup>(注1)</sup>
(略)	(略)

(注1)「設計・建設規格 2005(2007)」の正誤を含む。

なお、2.の「設計・建設規格 2012」正誤表一覧」に示される正誤表において、訂正される「設計・建設規格 2012」の規定内容と同様のものが「設計・建設規格 2005(2007)」に規定されている場合は、当該正誤表の訂正を「設計・建設規格 2005(2007)」においても適用する。

①「日本機械学会「JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年版(2013年追補含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012/2013)正誤表」(平成26年12月5日付け)に関する技術評価書」(原規技発第1502041号(平成27年2月4日原子力規制委員会決定)。以下別記-2中において「評価書①」という。)並びに②「日本機械学会「設計・建設規格(JSME S NC1)、材料規格(JSME S NJ1)及び溶接規格(JSME S NB1)正誤表」(平成27年4月27日付け)並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JEAC4203-2008)正誤表」(平成27年4月21日付け)に関する技術評価書」(原規技発第1510212号(平成27年10月21日原子力規制委員

会決定)。以下別記－２中において「評価書②」という。)、③「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年 7 月 12 日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成 28 年 12 月 13 日付け) 等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和 2 年 月 日原子力規制委員会決定)。以下別記－２において「評価書③」という。))

(略)

2. 「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」の適用に当たって

技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで及び第 14 号並びに第 19 条及び第 20 条において、「設計・建設規格 2012」(次表「設計・建設規格 2012」正誤表一覧)に示す正誤表を含む。)及び「材料規格 2012」(次表「材料規格 2012」正誤表一覧)に示す正誤表を含む。)を適用するに当たっては、それぞれ以下のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで及び第 14 号の規定と「設計・建設規格 2012」の対応関係は別表－1－3 に、技術基準規則第 20 条の規定と「設計・建設規格 2012」及び「過圧防護規定」の対応関係は別表－1－4 に掲げるところによる。

表 「設計・建設規格 2012」正誤表一覧

発行年月日	名称
令和元年 7 月 12 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016 年版 (2017 年追補含む)) <第 I 編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2016/2017/2018) 正誤表～規格解説～
令和元年 7 月 12 日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (201

会決定)。以下別記－２中において「評価書②」という。))

(略)

2. 「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」の適用に当たって

技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで、第 14 号及び第 15 号において、「設計・建設規格 2012」(次表「設計・建設規格 2012」正誤表一覧)に示す正誤表を含む。)及び「材料規格 2012」(次表「材料規格 2012」正誤表一覧)に示す正誤表を含む。)を適用するに当たっては、それぞれ以下のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで、第 14 号及び第 15 号の規定と「設計・建設規格 2012」の規定との対応関係は別表－1－2 に掲げるところによる。

表 「設計・建設規格 2012」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成 27 年 4 月 27 日 (平成 27 年 8 月 12 日訂正)	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版 (2014 年追補まで含む)) <第 I 編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2012/2013/2014) 正誤表
(略)	(略)



	6年版(2018年追補含む)〈第I編 軽水炉規格〉 (JSME S NC1-2016/2017/2018) 正誤表～規格解説～
令和元年7月12日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版(2018年追補含む)〈第I編 軽水炉規格〉) (JSME S NC1-2016/2017/2018) 正誤表～規格本文～
平成31年2月28日(2)	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版)〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2016) 正誤表～規格本文～
平成31年2月28日(1)	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版)〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2016) 正誤表～規格本文～
平成31年2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版)〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2016) 正誤表～規格解説～
平成31年2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版)〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012) 正誤表～規格本文～
平成31年2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2015年追補含む)〈第I編 軽水炉規格〉) (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格解説～
平成31年2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2013年追補含む)〈第I編 軽水炉規格〉) (JSME S NC1-2012/2013) 正誤表～規格本文～
平成31年2月28日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2008年版)〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2008) 正誤表～規格本文～
平成31年2月13日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版(2017年追補含む)〈第I編 軽水炉規格〉) (JSME S NC1-2016/2017) 正誤表～規格解説～

平成31年2月13日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版(2017年追補含む)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2016/2017) 正誤表～規格本文～
平成30年7月31日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版(2017年追補含む)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2016/2017) 正誤表 (案) ～規格解説～
平成30年7月31日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版(2017年追補含む)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2016/2017) 正誤表 (案) ～規格本文～
平成29年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2016) 正誤表～規格解説～
平成29年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2016年版) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2016) 正誤表～規格本文～
平成29年5月12日 (2)	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版 (2015年追補含む)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～解説～
平成29年5月12日 (1)	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版 (2015年追補含む)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～解説～
平成29年5月12日	表1 JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版 (2015年追補含む)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格本文～
平成29年5月12日	表2 JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2008年版 (2009年追補版含む)) <第I編 軽水

	炉規格) (JSME S NC1-2008/2009) 正誤表 (案) ～規格本文～	
平成29年5月12日	表1 JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2015年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格本文～	
平成28年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2015年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格解説～	
平成28年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2015年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格解説～	
平成28年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2015年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格本文～	
平成28年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2015年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013/2014/2015) ～規格本文～	
平成28年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2009年版追補(2015年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2009/2010/2011/2012/2013/2014/2015) 正誤表～規格本文～	
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2014年追補含む)) (第I編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013/2014) 正誤表～規格解説～	
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2014年追補含む)) (第I編 軽水炉規格)	

	(JSME S NC1-2012/2013/2014) 正誤表～規格本文～
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2008年版(2009年追補版含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2008/2009) 正誤表～規格本文～
平成27年4月27日 (平成27年8月12日訂正)	JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版(2014年追補まで含む))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012/2013/2014) 正誤表
(略)	(略)

(評価書①、評価書②及び評価書③)

表 「材料規格 2012」正誤表一覧

発行年月日	名称
令和元年7月9日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2016年版(2018年追補まで含む)) (JSME S NJ1-2016/2017/2018) 正誤表～解説～
令和元年7月9日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2016年版(2018年追補まで含む)) (JSME S NJ1-2016/2017/2018) 正誤表～規格本文～
平成30年10月23日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2016年版(2017年追補まで含む)) (JSME S NJ1-2016/2017) 正誤表～解説～
平成30年10月23日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2016年版(2017年追補まで含む)) (JSME S NJ1-2016/2017) 正誤表～規格本文～(注1)
平成30年10月23日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版) 正誤表～規格本文～
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版(2014年追補まで含む)) (JSME S NJ1-2012/2013/2014) 正誤表～規格解説～


(評価書①及び評価書②)

表 「材料規格 2012」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成27年4月27日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版(2013年追補含む)) (JSME S NJ1-2012/2013) 正誤表
(略)	(略)

平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版(2014年追補まで含む))(JSME S NJ1-2012/2013/2014) 正誤表～規格本文～	
平成27年4月27日	JSME 発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版(2013年追補含む))(JSME S NJ1-2012/2013) 正誤表	
(略)	(略)	
(評価書②及び評価書③)		(評価書②)
(注1) ただし、No.4の訂正は採用しない。		(1)・(2) (略)
(1)・(2) (略)		
別表-1-1 技術基準規則と「設計・建設規格(2005(2007))」との対応表		別表-1-1 規則と日本機械学会「設計・建設規格」(2005年改訂版又は2007年追補版)との対応表
技術基準規則 第17条	「設計・建設規格(2005(2007))」	規則第17条
(略)	(略)	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2005年改訂版又は2007年追補版)
(略)	(略)	(略)
別表-1-2 技術基準規則と「設計・建設規格(2005(2007))」及び「過圧防護規定」との対応表		(新設)
技術基準規則第20条	「設計・建設規格(2005(2007))」	「過圧防護規定」
設計基準対象施設(蒸気タービン(発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。以下この条において同じ。)には、次に定めるところにより安全弁又は逃	二	OPP-3000

がし弁（以下この条において「安全弁等」という。）を設けなければならない。			
第1号 安全弁等は、確実に作動する構造を有すること。	SRV-3010	OPP-2000(1)	
第2号 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造であること。	SRV-3010	OPP-2000(2)	
第3号 安全弁等の材料は、次に定めるところによること。 イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第十七条第一号の規定に準ずること。 ロ クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第十七条第二号の規定に準ずること。	SRV-2010 (1), (2)	OPP-2000(3)	
第4号 補助作動装置付きのものにあつては、当該補助作動装置が故障しても所要の吹き出し容量が得られる構造であること。	SRV-3010(2)	二	
第5号 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。）にあつては、次に定めるところによること。 イ 背圧の影響によりその作動に支障を生ずることを防止するためベローズが設けられた安全弁（第七号において「ベローズ付き安全弁」という。）を適当な箇所に二個以上設けること。	SRV-3111 SRV-3112	OPP-3000(1)	

<p><u>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上であること。ただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置を有するものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を減ずることができる。</u></p>			
<p><u>第6号</u>  <u>蒸気発生器にあつては、次に定めるところによること。</u>  <u>イ 安全弁を適当な箇所に二個以上設けること。</u>  <u>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であること。</u>  <u>ハ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。</u></p>	<p>SRV-3111 SRV-3112</p>	<p>OPP-3000(2)</p>	
<p><u>第7号</u>  <u>減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁が高压側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次に定めるところによること。</u>  <u>イ クラス1管にあつては、ベローズ付き安全弁を減圧弁の低圧側にこれに接近して二個以上設けること。</u>  <u>ロ イに掲げる管以外の管にあつては、</u></p>	<p>SRV-3111 SRV-3112</p>	<p>OPP-3000(3)</p>	

<p><u>安全弁等を減圧弁の低圧側にこれに接近して一個以上設けること。</u></p> <p>ハ <u>安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したとき管の低圧側の部分及びこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁の過圧防止に必要な容量以上であること。</u></p> <p>ニ <u>安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。</u></p>			
<p><u>第8号</u></p> <p><u>設計基準対象施設に属する容器(第五号、第六号及び第三項に掲げる容器、補助ボイラー並びに原子炉格納容器を除く。)又は管(前号に掲げるものを除く。)であつて、内部に過圧が生ずるおそれがあるものにあつては、第六号ロ並びに前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当な箇所に設けること。</u></p>	<p><u>SRV-3111</u> <u>SRV-3112</u></p>	<p><u>OPP-3000(4)</u></p>	
<p><u>2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。</u></p>	<p>ニ</p>	<p><u>OPP-4010</u></p>	
<p><u>第1号</u></p> <p><u>安全弁等の入口側に設ける場合は、次に定めるところによること。</u></p> <p>イ <u>破壊板の吹き出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。</u></p> <p>ロ <u>破壊板の破壊により安全弁等の機</u></p>	<p>ニ</p>	<p><u>OPP-4010(1)</u></p>	



<p><u>能を損なわないようにすること。</u></p>			
<p>第2号  <u>安全弁等の出口側に設ける場合は、次に定めるところによること。</u>  イ <u>破壊板は、安全弁等の作動を妨げないように低圧で破壊するものであること。</u>  ロ <u>破壊板の吹き出し圧力に安全弁等の吹き出し圧力を加えた圧力が、過圧防止に必要な吹き出し圧力より小さくなること。</u>  ハ <u>破壊板を支持する構造は、流体が排出する場合の通過面積が安全弁等の出口の面積以上となるものであること。</u>  ニ <u>破壊板の破壊により吹き出し管の機能を損なわないようにすること。</u></p>	<p>二</p>	<p><u>OPP-4010(2)</u></p>	
<p>3 <u>設計基準対象施設に属する容器であって、内部に液体炭酸ガスその他の安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次に定めるところにより破壊板を設けなければならない。</u></p>	<p>二</p>	<p><u>OPP-4020</u></p>	
<p>第1号  <u>吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるように、適当な箇所に一個以上設けること。</u></p>	<p>二</p>	<p><u>OPP-4020(1), (2)</u></p>	
<p>第2号  <u>容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。</u></p>	<p>二</p>	<p><u>OPP-4020(3)</u></p>	
<p>4 <u>第一項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止</u></p>	<p>二</p>	<p><u>OPP-5000</u></p>	

<p><u>め弁を設ける場合は、発電用原子炉を起動させるとき及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。</u></p>			
<p>5 <u>設計基準対象施設に属する容器又は管であって、内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるおそれがあるものには、次に定めるところにより過圧防止に必要な容量以上となるように真空破壊弁を設けなければならない。</u></p>	VBV-3010	OPP-6000	
<p><u>第1号</u>  <u>真空破壊弁の材料は、次に定めるところによること。</u>  <u>イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第十七条第一号の規定に準ずること。</u>  <u>ロ 原子炉格納容器、クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第十七条第二号の規定に準ずること。</u></p>	VBV-2010 (1), (2)	OPP-6000(1)	
<p><u>第2号</u>  <u>原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に二個以上設けること。</u></p>	二	OPP-6000(2)	
<p><u>第3号</u>  <u>前号に掲げる容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に一個以上設けること。</u></p>	二	OPP-6000(3)	
<p>6 <u>設計基準対象施設は、安全弁等、破壊板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に</u></p>	二	(解説 OPP-3000)	

処理することができるように施設しなければならぬ。		
--------------------------	--	--

別表－１－３

技術基準規則と「設計・建設規格 2012」との対応表

技術基準規則 第 17 条	「設計・建設規格 2012」
(略)	(略)

別表－１－４

規則と「設計・建設規格 2012」及び過圧防護規定との対応表

技術基準規則第 20 条	「設計・建設規格 2012」	過圧防護規定
設計基準対象施設（蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。以下この条において同じ。）には、次に定めるところにより安全弁又は逃がし弁（以下この条において「安全弁等」という。）を設けなければならない。	二	OPP-3000
第 1 号 安全弁等は、確実に作動する構造を有すること。	SRV-3010	OPP-2000(1)
第 2 号 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造であること。	SRV-3010	OPP-2000(2)
第 3 号 安全弁等の材料は、次に定めるところによること。 イ クラス 1 容器及びクラス 1 管に取り付けられる安全弁等の材料にあつ	SRV-2010 (1), (2)	OPP-2000(3)

別表－１－２

規則と日本機械学会「設計・建設規格 2012」との対応表

規則第 17 条	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2012 年版)
(略)	(略)

(新設)

<p>ては、<u>第十七条第一号の規定に準ずること。</u></p> <p>ロ <u>クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、<u>第十七条第二号の規定に準ずること。</u></u></p>			
<p><u>第4号</u></p> <p><u>補助作動装置付きのものにあつては、当該補助作動装置が故障しても所要の吹き出し容量が得られる構造であること。</u></p>	<p><u>SRV-3010(2)</u></p>	<p><u>二</u></p>	
<p><u>第5号</u></p> <p><u>原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。）にあつては、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>イ 背圧の影響によりその作動に支障を生ずることを防止するためベローズが設けられた安全弁（第七号において「ベローズ付き安全弁」という。）を適当な箇所に二個以上設けること。</u></p> <p><u>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上であること。ただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置を有するものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を減ずることができる。</u></p>	<p><u>SRV-3111</u></p> <p><u>SRV-3112</u></p>	<p><u>OPP-3000(1)</u></p>	
<p><u>第6号</u></p> <p><u>蒸気発生器にあつては、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>イ 安全弁を適当な箇所に二個以上設</u></p>	<p><u>SRV-3111</u></p> <p><u>SRV-3112</u></p>	<p><u>OPP-3000(2)</u></p>	

<p>けること。</p> <p>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であること。</p> <p>ハ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。</p>			
<p>第7号</p> <p>減圧弁を有する管であって、低圧側の部分又はこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁が高压側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ クラス1管にあつては、ベローズ付き安全弁を減圧弁の低圧側にこれに接近して二個以上設けること。</p> <p>ロ イに掲げる管以外の管にあつては、安全弁等を減圧弁の低圧側にこれに接近して一個以上設けること。</p> <p>ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したとき管の低圧側の部分及びこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁の過圧防止に必要な容量以上であること。</p> <p>ニ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。</p>	<p>SRV-3111</p> <p>SRV-3112</p>	<p>OPP-3000(3)</p>	
<p>第8号</p>	<p>SRV-3111</p>	<p>OPP-3000(4)</p>	

<p>設計基準対象施設に属する容器(第五号、第六号及び第三項に掲げる容器、補助ボイラー並びに原子炉格納容器を除く。)又は管(前号に掲げるものを除く。)であつて、内部に過圧が生ずるおそれがあるものにあつては、第六号ロ並びに前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当な箇所に設けること。</p>	<p>SRV-3112</p>		
<p>2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。</p>	<p>二</p>	<p>OPP-4010</p>	
<p>第1号 安全弁等の入口側に設ける場合は、次に定めるところによること。 イ 破壊板の吹き出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。 ロ 破壊板の破壊により安全弁等の機能を損なわないようにすること。</p>	<p>二</p>	<p>OPP-4010(1)</p>	
<p>第2号 安全弁等の出口側に設ける場合は、次に定めるところによること。 イ 破壊板は、安全弁等の作動を妨げないように低圧で破壊するものであること。 ロ 破壊板の吹き出し圧力に安全弁等の吹き出し圧力を加えた圧力が、過圧防止に必要な吹き出し圧力より小さくなること。 ハ 破壊板を支持する構造は、流体が排出する場合の通過面積が安全弁等の</p>	<p>二</p>	<p>OPP-4010(2)</p>	

<p><u>出口の面積以上となるものであること。</u></p> <p>ニ <u>破壊板の破壊により吹き出し管の機能を損なわないようにすること。</u></p>			
<p>3 <u>設計基準対象施設に属する容器であって、内部に液体炭酸ガスその他の安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次に定めるところにより破壊板を設けなければならない。</u></p>	ニ	OPP-4020	
<p>第1号 <u>吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるように、適当な箇所に一個以上設けること。</u></p>	ニ	OPP-4020 (1), (2)	
<p>第2号 <u>容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。</u></p>	ニ	OPP-4020(3)	
<p>4 <u>第一項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、発電用原子炉を起動させるとき及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。</u></p>	ニ	OPP-5000	
<p>5 <u>設計基準対象施設に属する容器又は管であって、内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるおそれがあるものには、次に定めるところにより過圧防止に必要な容量以上となるように真空破壊弁を設けなければならない。</u></p>	VBV-3010	OPP-6000	
<p>第1号 <u>真空破壊弁の材料は、次に定めるところ</u></p>	VBV-2010 (1), (2)	OPP-6000(1)	

<p>によること。  <u>イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第十七条第一号の規定に準ずること。</u>  <u>ロ 原子炉格納容器、クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第十七条第二号の規定に準ずること。</u></p>			
<p><u>第2号</u>  <u>原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に二個以上設けること。</u></p>	二	OPP-6000(2)	
<p><u>第3号</u>  <u>前号に掲げる容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に一個以上設けること。</u></p>	二	OPP-6000(3)	
<p><u>6 設計基準対象施設は、安全弁等、破壊板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるように施設しなければならない。</u></p>	二	(解説 OPP-3000)	
別記-4			別記-4
<p>日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格」の適用に当たって</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第17条第6号及び第13号において、<u>日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格(JSME S NE1-2003)」(次表「コンクリート製原子炉容器格納容器規格」(JSME S NE1-2003)正誤表一覧)に示す正誤表を含む。</u>を適用するに当た</p>			<p>日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格」の適用に当たって</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第17条第6号及び第13号において、<u>日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格(JSME S NE1-2003)」を適用するに当たっては、本規則第17条第6号及び第13号の規定と本規格の規定との対応関係は別表に掲げるところに</u></p>



つては、それぞれ以下のとおり要件を付すこととする。  
 なお、技術基準規則第17条第6号及び第13号の規定と日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格（JSME S NE1-2003）」の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。

表 「コンクリート製原子炉格納容器規格」（JSME S NE1-2003）  
 3) 正誤表一覧

発行年月日	名称
平成29年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（2014年版）（JSME S NE1-2014）正誤表 <sup>(注1)</sup>
平成29年10月17日	JSME 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（2011年版）（JSME S NE1-2011）正誤表 <sup>(注1)</sup>
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（2011年版）（JSME S NE1-2011）正誤表 <sup>(注1)</sup>
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（2003年版）（JSME S NE1-2003）正誤表

（注1）「コンクリート製原子炉格納容器規格」（JSME S NE1-2003）の正誤を含む。

（「日本機械学会 設計・建設規格（JSME S NC1）正誤表（令和元年7月12日付け）等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表（平成28年12月13日付け）等に関する技術評価書」（原規技発第 号（令和2年 月 日原子力規制委員会決定））

（略）

よる。

（新設）

（新設）

（略）

## 日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって

「溶接規格 2007 技術評価書」及び「溶接規格 2012(2013)技術評価書」に基づき、技術基準規則第 17 条第 15 号（同規則第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号において準用する場合を含む。）に規定する溶接部への「溶接規格 2007」（次表「「溶接規格 2007」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）及び「設計・建設規格 2005(2007)」（別記－2「「設計・建設規格 2005(2007)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）又は「溶接規格 2012(2013)」（次表「「溶接規格 2012(2013)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）及び「設計・建設規格 2012」（別記－2「「設計・建設規格 2012」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）の適用に当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第 17 条第 15 号の規定と溶接規格及び設計・建設規格の規定との対応関係は別表第 5－1 から第 5－3 まで及び第 6－1 から第 6－3 までに掲げるところによる。

表 「溶接規格 2007」正誤表一覧 （略）

表 「溶接規格 2012(2013)」正誤表一覧

発行年月日	名称
令和元年 7 月 9 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012 年版/2013 年追補/2014 年追補) 正誤表(1/2) (2016 年 10 月 17 日発行の正誤表の修正 (Rev. 1))
平成 29 年 10 月 17 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012 年版/2013 年追補/2014 年追補/2015 年追補)

## 日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって

「溶接規格 2007 技術評価書」及び「溶接規格 2012(2013)技術評価書」に基づき、技術基準規則第 17 条第 15 号（同規則第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号において準用する場合を含む。）に規定する溶接部への「溶接規格 2007」（次表「「溶接規格 2007」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）及び「設計・建設規格 2005(2007)」（別記－2「「設計・建設規格 2005(2007)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）又は「溶接規格 2012(2013)」（次表「「溶接規格 2012(2013)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）及び「設計・建設規格 2012」（別記－2「「設計・建設規格 2012」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）の適用に当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第 17 条第 15 号の規定と溶接規格及び設計・建設規格の規定との対応関係は別表第 5－1 から第 5－3 まで及び第 6－1 から第 6－3 までに掲げるところによる。

表 「溶接規格 2007」正誤表一覧 （略）

表 「溶接規格 2012(2013)」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成 27 年 4 月 27 日 (平成 27 年 8 月 12 日訂正)	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012 年版/2013 年追補/2014 年追補) 正誤表
(略)	(略)

	正誤表	
平成29年5月12日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012年版/2013年追補/2014年追補/2015年追補) 正誤表	
平成28年10月17日(1)	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012年版/2013年追補/2014年追補/2015年追補) 正誤表	
平成28年10月17日(2)	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012年版/2013年追補/2014年追補/2015年追補) 正誤表	
平成27年4月27日 (平成27年8月12日訂正)	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2012年版/2013年追補/2014年追補) 正誤表	
(略)	(略)	
<p>(「日本機械学会「設計・建設規格 (JSME S NC1)、材料規格 (JSME S NJ1) 及び溶接規格 (JSME S NB1) 正誤表」(平成27年4月27日付け)並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表」(平成27年4月21日付け)に関する技術評価書」(原規技発第1510212号(平成27年10月21日原子力規制委員会決定)及び「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け)等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け)等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定)))</p>		<p>(「日本機械学会「設計・建設規格 (JSME S NC1)、材料規格 (JSME S NJ1) 及び溶接規格 (JSME S NB1) 正誤表」(平成27年4月27日付け)並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表」(平成27年4月21日付け)に関する技術評価書」(原規技発第1510212号(平成27年10月21日原子力規制委員会決定)))</p>
	別記-8	別記-8
	日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203)」の適用に当たって	日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203)」の適用に当たって

技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及び第2号ホにおいて、「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」（次表「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）を適用するに当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及び第2号ホの規定と「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。

表 「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成28年12月13日	JEAC 4203-2008「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」正誤表
平成27年4月21日	JEAC 4203-2008「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」正誤表
平成21年3月	原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表

（「日本機械学会「設計・建設規格（JSME S NC1）、材料規格（JSME S NJ1）及び溶接規格（JSME S NB1）正誤表」（平成27年4月27日付け）並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表」（平成27年4月21日付け）に関する技術評価書」（原規技発第1510212号（平成27年10月21日原子力規制委員会決定）及び「日本機械学会 設計・建設規格（JSME S NC1）正誤表（令和元年7月12日付け）等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表（平成28年12月13日付け）等に関する技術評価書」（原規技発第 号（令和2年 月 日原子力規制委員会決定））

(1)～(3) (略)

技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及び第2号ホにおいて、「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」（次表「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）を適用するに当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及び第2号ホの規定と「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。

表 「漏えい率試験規程（JEAC 4203-2008）」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成27年4月21日	JEAC 4203-2008「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」正誤表

（「日本機械学会「設計・建設規格（JSME S NC1）、材料規格（JSME S NJ1）及び溶接規格（JSME S NB1）正誤表」（平成27年4月27日付け）並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表」（平成27年4月21日付け）に関する技術評価書」（原規技発第1510212号（平成27年10月21日原子力規制委員会決定））

(1)～(3) (略)

別表 (略)
--------

別表 (略)
--------

別表第2 実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1. 機器及び構造物一般の場合 (略)</p> <p>事例規格：日本機械学会「発電用原子力設備 維持規格 (JSME S NA1-2002) 【事例規格】周方向欠陥に対する許容欠陥角度制限の代替規程」<u>(NA-CC-002) (「JSME S NA-CC-002 周方向欠陥に対する許容欠陥角度制限の代替規定 正誤表 (平成 18 年 6 月 1 日付け)」を含む。)</u>。 ただし、表 1 に示す許容欠陥深さについては、「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (JSME S NA1-2002) 【事例規格】周方向欠陥に対する許容欠陥角度制限の代替規程 (NA-CC-002)」に関する技術評価書」における事例規格の代替案に従うとともに、同事例規格 3. 2 「ウェルドオーバーレイ補修を行う配管」の適用については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (原規技発第 1306194 号 (平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定) ) 別記- 3 「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって」に基づくウェルドオーバーレイ (以下「WOL」という。) 工法が施工された部位とすること。</p> <p><u>(「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年 7 月 12 日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成 28 年 12 月 13 日付け) 等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和 2 年 月 日原子力規制委員会決定)))</u></p>	<p>1. 機器及び構造物一般の場合 (略)</p> <p>事例規格：日本機械学会「発電用原子力設備 維持規格 (JSME S NA1-2002) 【事例規格】周方向欠陥に対する許容欠陥角度制限の代替規程」<u>(NA-CC-002)</u>。ただし、表 1 に示す許容欠陥深さについては、「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (JSME S NA1-2002) 【事例規格】周方向欠陥に対する許容欠陥角度制限の代替規程 (NA-CC-002)」に関する技術評価書」における事例規格の代替案に従うとともに、同事例規格 3. 2 「ウェルドオーバーレイ補修を行う配管」の適用については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (原規技発第 1306194 号 (平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定) ) 別記- 3 「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって」に基づくウェルドオーバーレイ (以下「WOL」という。) 工法が施工された部位とすること。</p> <p>(新設)</p>

(略)	(略)																
(別紙6) 日本機械学会「維持規格」等の適用に当たって (略)	(別紙6) 日本機械学会「維持規格」等の適用に当たって (略)																
表「維持規格」正誤表一覧	表「維持規格」正誤表一覧																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発行年月日</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月17日</td> <td>表1 JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版 (2015年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2012/2013/2014/2015) 正誤表 表2 JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版 (2009年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2008/2009) 正誤表</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月17日</td> <td>JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版 (2014年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2012/2013/2014) 正誤表</td> </tr> <tr> <td>平成22年6月1日</td> <td>JSME 発電用設備規格 維持規格 (2009年追補版) (JSME S NA-1-2009) 正誤表</td> </tr> <tr> <td>平成21年9月1日</td> <td>JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版) (JSME S NA1-2008) 正誤表</td> </tr> <tr> <td>平成20年11月1日</td> <td>JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版) (JSME S NA-1-2008) 正誤表</td> </tr> </tbody> </table>	発行年月日	名称	平成28年10月17日	表1 JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版 (2015年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2012/2013/2014/2015) 正誤表 表2 JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版 (2009年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2008/2009) 正誤表	平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版 (2014年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2012/2013/2014) 正誤表	平成22年6月1日	JSME 発電用設備規格 維持規格 (2009年追補版) (JSME S NA-1-2009) 正誤表	平成21年9月1日	JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版) (JSME S NA1-2008) 正誤表	平成20年11月1日	JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版) (JSME S NA-1-2008) 正誤表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発行年月日</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年02月17日</td> <td>維持規格 (2012年版 (2014年追補まで含む)) (JSME S NA1-2012/2013/2014) 正誤表</td> </tr> </tbody> </table>	発行年月日	名称	平成28年02月17日	維持規格 (2012年版 (2014年追補まで含む)) (JSME S NA1-2012/2013/2014) 正誤表
発行年月日	名称																
平成28年10月17日	表1 JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版 (2015年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2012/2013/2014/2015) 正誤表 表2 JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版 (2009年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2008/2009) 正誤表																
平成28年2月17日	JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版 (2014年追補までを含む)) (JSME S NA-1-2012/2013/2014) 正誤表																
平成22年6月1日	JSME 発電用設備規格 維持規格 (2009年追補版) (JSME S NA-1-2009) 正誤表																
平成21年9月1日	JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版) (JSME S NA1-2008) 正誤表																
平成20年11月1日	JSME 発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版) (JSME S NA-1-2008) 正誤表																
発行年月日	名称																
平成28年02月17日	維持規格 (2012年版 (2014年追補まで含む)) (JSME S NA1-2012/2013/2014) 正誤表																
<p>なお、「維持規格」正誤表一覧に示される正誤表の記載において、訂正される「維持規格 2012年版 (2013年追補及び2014年追補を含む。)」の規定内容と同様のものが「維持規格 2008年版」に規定されている場合は、当該正誤表の訂正を「維持規格 2008年版」においても適用する。</p> <p>〔「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEA C4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け) 等に関する技術評価書〕</p>	<p>なお、「維持規格」正誤表一覧に示される正誤表の記載において、訂正される「維持規格 2012年版 (2013年追補及び2014年追補を含む。)」の規定内容と同様のものが「維持規格 2008年版」に規定されている場合は、当該正誤表の訂正を「維持規格 2008年版」においても適用する。</p> <p>(新設)</p>																

(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定))

表 「超音波探傷試験規程」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成27年6月23日	軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC4207-2008) 正誤表
平成20年9月30日	軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC4207-2008) 正誤表

(「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け) 等に関する技術評価書」

(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定))

(略)

表 「超音波探傷試験規程」正誤表一覧

発行年月日	名称
平成20年09月30日	軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC4207-2008) 正誤表
平成27年06月23日	軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC4207-2008) 正誤表

(新設)

(略)



別表第3 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">別記</p> <p style="text-align: center;">金属キャスクの材料及び構造について</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第14条第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第3項の規定に適合する耐圧試験及び漏えい試験は、以下の(1)又は(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 設計・建設規格、材料規格及び溶接規格並びに金属キャスク構造規格による場合</p> <p>1) 密封容器の材料及び構造並びに耐圧試験及び漏えい試験は、設計・建設規格、材料規格及び溶接規格のクラス1容器の規定に、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定）の「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記-2）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記-5）」（以下総称して「実用炉技術基準規則解釈別記」という。）の要件を付したものであること。ただし、次の①から③については、<u>金属キャスク構造規格（次表「金属キャスク構造規格正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）</u>によること。</p>	<p style="text-align: right;">別記</p> <p style="text-align: center;">金属キャスクの材料及び構造について</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第14条第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第3項の規定に適合する耐圧試験及び漏えい試験は、以下の(1)又は(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 設計・建設規格、材料規格及び溶接規格並びに金属キャスク構造規格による場合</p> <p>1) 密封容器の材料及び構造並びに耐圧試験及び漏えい試験は、設計・建設規格、材料規格及び溶接規格のクラス1容器の規定に、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定）の「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記-2）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記-5）」（以下総称して「実用炉技術基準規則解釈別記」という。）の要件を付したものであること。ただし、次の①から③については、<u>金属キャスク構造規格</u>によること。</p>

表 金属キャスク構造規格正誤表一覧

発行年月日	名称
平成28年2月17日	JSME 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 (2007年版) (JSME S FA1-2007) 正誤表
平成24年3月1日	JSME 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 (2007年版) (JSME S FA1-2007) 正誤表
平成21年3月1日	使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 (2007年版) 「MCN-2000 溶接」一部改訂

(「日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1) 正誤表 (令和元年7月12日付け) 等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008) 正誤表 (平成28年12月13日付け) 等に関する技術評価書」(原規技発第 号 (令和2年 月 日原子力規制委員会決定)))

(略)

(2) 金属キャスク構造規格による場合

密封容器、バスケット、トラニオン及び中間胴の材料及び構造並びに密封容器の耐圧試験及び漏えい試験については、金属キャスク構造規格 (前表「金属キャスク構造規格正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)に、次の1) から4) までの要件を付したものによること。なお、技術基準規則の施行前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下「法」という。) により認可を受けた仕様は、次の1) から4) までの要件を付した金属キャスク構造規格と同等とみなすことができる。

(略)

(新設)

(略)

(2) 金属キャスク構造規格による場合

密封容器、バスケット、トラニオン及び中間胴の材料及び構造並びに密封容器の耐圧試験及び漏えい試験については、金属キャスク構造規格に、次の1) から4) までの要件を付したものによること。なお、技術基準規則の施行前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下「法」という。) により認可を受けた仕様は、次の1) から4) までの要件を付した金属キャスク構造規格と同等とみなすことができる。

(略)